

植物品種等海外流出防止総合対策事業 [新規]

【83（－）百万円】

対策のポイント

海外における植物品種登録を促進するため、海外への品種登録（育成者権取得）に対して支援するとともに、品種保護に必要となる技術的課題の解決や、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国で育成された高品質な品種は、海外の輸出市場でも高く評価されていますが、これを継続的な輸出につなげるためにはそのような優良な品種が海外に流出し、無断で増殖されないよう対策を講じることが不可欠です。
- ・こうした事態を防ぐためには、海外で育成者権を取得することが必要ですが、これまでこうした対策が十分講じられておらず、既に、海外において育成者権の保護のために必要な申請の期間が経過してしまった例があります。この場合、その品種の海外での栽培を差し止めることができず、我が国からの輸出の妨げになる等の恐れがあります。
- ・このため、海外での育成者権等の知的財産権保護の取組を行うことが急務となっており、関係団体等により支援体制を整備し、海外における植物品種保護のための総合的な対策を実施する必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

(7,451億円（平成27年）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））)

<主な内容>

1. 育成者権取得支援事業

37（－）百万円

（1）海外出願支援体制の整備

海外への品種登録出願に際しての相談を一元的に受け付ける相談窓口を設置するとともに、主な出願先国を対象とした海外出願マニュアルの作成を行います。

（2）海外出願経費の支援

海外で品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力強化につながる品種について、育成者権等、海外における知的財産権取得に係る経費を支援します。

（3）種苗資源の保護

我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜等の種苗資源について、地域において保存する取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体等）

2. 植物品種等保護環境整備委託事業

46 (一) 百万円

(1) 技術的な課題の解決

海外における植物品種保護に必要となる検査手法・DNA品種識別法の開発、品種登録に必要な審査基準、標本等の作成等の技術的な課題について、優先度の高い課題の機動的な解決を行います。

(2) 東アジア植物品種保護フォーラムの開催

東アジア各国の品種保護制度の整備・充実に支援し、その国際調和を図るため、各国の政策決定者による「東アジア植物品種保護フォーラム」の開催等を実施します。

〔委託費
委託先：民間団体等〕

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6443)]